

保証協会団信？
なにそれ？



そんなあなたに

お伝えしたい!!

平成29年
4月から

信用保証協会 団体信用生命保険制度<保証協会団信>

特約料を引下げます!

【保証協会団信の保障内容は…】

代表者の方に万一のことがあった場合、信用保証協会の保証付融資残高に相当する保険金が支払われる保険です。つまり、**保証協会団信とは後継者やご家族の方を守る制度**です。

【保証協会団信の特徴は…】

特約料の引下げにより
さらにご利用しやす
くなります!

① ご加入いただきやすい特約料

- 団体保険としての割引が適用されるため、ご加入いただきやすい特約料水準となっております。
- 特約料は、1年に1度お支払時の融資残高をもとに計算するため、余分な負担がありません。

② 簡単なお申込み手続き

- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知による手続きです。
- 特約料の支払いは口座振替ですので手間がかかりません。

詳細は裏面を参照ください

お申込みにあたっては、申込書にセットされている「ご加入にあたって」を必ずご確認ください。

「保証協会団信」がさらにご利用しやすく！

(元金均等返済・据置期間なしの場合。融資金額100万円あたりの金額)

平成29年
4月から★

【ご加入いただきやすい新しい特約料】

(単位：円)

借入期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	総支払額	ひと月あたり
3年	4,880	2,770	970	—	—	—	—	—	—	—	8,620	約240
5年	5,080	3,820	2,740	1,660	580	—	—	—	—	—	13,880	約232
7年	5,180	4,270	3,500	2,730	1,960	1,190	420	—	—	—	19,250	約230
10年	5,240	4,610	4,070	3,530	2,990	2,450	1,910	1,370	830	290	27,290	約228

※上記の金額は目安であり、返済方法や返済状況等で異なります。

※特約料は今後変更される場合があります。

★すでに加入されている方も対象となります。



特約料
試算は
コチラ

●お申し込み手続きは簡単です！

- ・『団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書』……………(2枚複写)
- ・『「保証協会団信」申込書兼告知書』……………(5枚複写)

を記入・押印のうえ、信用保証委託申込書に添えて金融機関等にご提出いただきます。

【お申込みをされる保険金額(借入金額)が5,000万円超の場合には所定の「健康診断結果証明書」が必要となります。】

●ご加入の対象となる方

下記(1)(2)いずれかに該当する加入申込日(告知日)現在**満20歳以上満66歳未満**の方

- (1) **個人事業主**
- (2) 中小企業基本法第2条第1項 または、
信用保証協会法第20条第4項に定める「中小企業者」に該当する
法人の業務執行について代表権を有する連帯保証人
(複数いる場合は、そのうちの1名に限ります。)

上記個人事業主または法人が信用保証協会から債務保証を伴って、
融資【金額**100万円以上1億円以下**、期間**1年(365日)以上**の賦払償還債務】を
受けていることが必要です。(すでに受けられている融資の残高を含め合算1億円以下となります。)

保険契約者 **一般社団法人 全国信用保証協会連合会**

〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目1番地 オーク神田ビル9階

<TEL> 0120-966-023 (通話料無料) / 03-6823-1203

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)